

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

和歌山県知事 殿

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所 和歌山県知事登録 第（ ） 号
名称
所在地
電話
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

（今回提出する報告書）

事業年度 令和 年 月 日～令和 年 月 日（決算日）

